

岩手県告示第36号

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第48条第9項の規定により決定があったものとみなされた次の都市計画の図書の写しについて大槌町から送付があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成27年1月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

都市計画の種類及び名称

- 1 (1) 種類 都市計画施設（一団地の住宅施設）
(2) 名称 一団地の住宅施設（安渡第1地区）
- 2 (1) 種類 都市計画施設（一団地の住宅施設）
(2) 名称 一団地の住宅施設（安渡第2地区）
- 3 (1) 種類 都市計画施設（一団地の住宅施設）
(2) 名称 一団地の住宅施設（安渡第3地区）
- 4 (1) 種類 都市計画施設（一団地の住宅施設）
(2) 名称 一団地の住宅施設（安渡第4地区）
- 5 (1) 種類 都市計画施設（一団地の住宅施設）
(2) 名称 一団地の住宅施設（赤浜第1地区）
- 6 (1) 種類 都市計画施設（一団地の住宅施設）
(2) 名称 一団地の住宅施設（赤浜第2地区）
- 7 (1) 種類 都市計画施設（一団地の住宅施設）
(2) 名称 一団地の住宅施設（赤浜第3地区）